

## 第6節 市行動計画の主要項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の目的である「可能な限り感染拡大の抑制を図り、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小となるようにする」ことを達成するため、その対策について、「1 実施体制」、「2 情報収集及び情報提供・共有」、「3 予防・まん延防止」、「4 市民生活及び地域経済の安定の確保」の4項目に分けて記載している。なお、県行動計画に記載されている「医療」については、主として県が行うため、市においては、県からの要請に適宜適切に協力し、新型インフルエンザ等対策の推進を図る。

各項目における対策の基本的考え方や内容は次のとおりである。

### 1 実施体制

#### (1) 基本的な考え方

発生した新型インフルエンザ等の病原性が高く、かつ感染力が強い場合、多くの市民の生命や健康に甚大な被害を及ぼすおそれがあるほか、社会・経済活動の縮小や停滞を招くことが危惧されているため、本市の危機管理の問題として取り組む必要がある。このため、全庁一丸となって取り組まなければならない。

また、新型インフルエンザ等対策は、単に行政機関にとどまらず、医療機関や医療関係事業者、社会機能の維持に関わる事業者、学校・社会福祉施設等の関係者など、地域社会全体で取り組む必要があるため、未発生期から関係機関相互の連携体制を構築し、維持していくことが重要である。

#### (2) 実施体制

##### ア 大田原市新型インフルエンザ等対策本部

新型インフルエンザ等が発生し、緊急事態宣言がなされた場合、特措法及び大田原市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年大田原市条例第6号）に基づき、本市における新型インフルエンザ等対策の決定機関として、市長を本部長、両副市長、教育長を副本部長、各部局長等を本部員とする大田原市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置する。また、必要に応じて特措法に基づかない任意の市対策本部を設置する。

任意で設置する市対策本部の組織等については、特措法及び条例等に準ずるものとする。

##### 《対策本部の構成》

- ・本部長：市長
- ・副本部長：両副市長、教育長

- ・本部員：総合政策部長、財務部長、保健福祉部長、市民生活部長、産業振興部長、建設水道部長、教育部長、会計管理者、議会事務局長、監査委員事務局長、那須地区消防組合消防長

## イ 危機管理部

本市における新型インフルエンザ等対策の実施機関として、対策本部内に「危機管理部」を設置する。

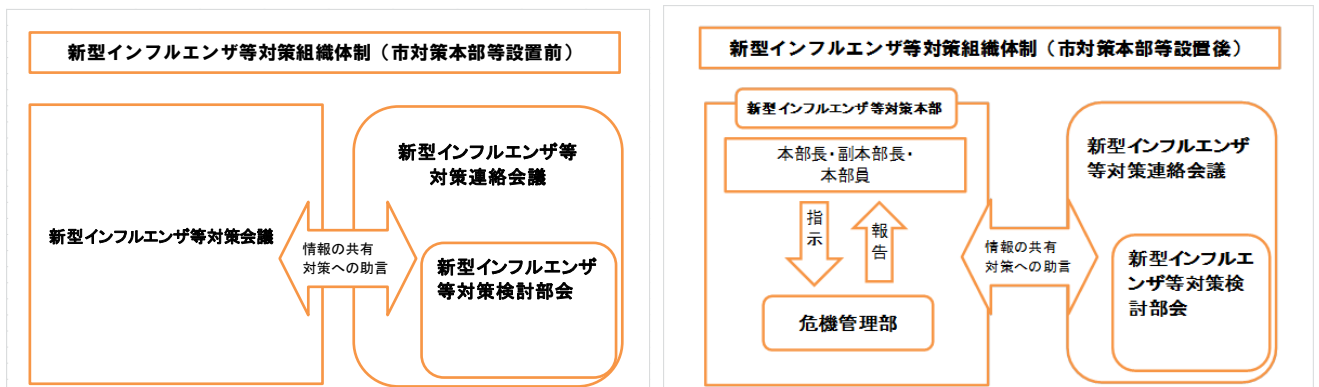
対策に関わる庁内の調整や重要事項の検討は、各部局の課長等で構成する危機管理部において行うこととする。

## ウ 大田原市新型インフルエンザ等対策連絡会議

新型インフルエンザ等が市内に発生した場合又は発生のおそれがある場合、その対策について、情報の共有等を通じて関係機関の連携を強化し、市対策本部等において必要な対策が講じられるよう、「大田原市新型インフルエンザ等対策連絡会議」（以下、市連絡会議という。）を設置する。連絡会議に、専門的な事項を調査検討するため、大田原市新型インフルエンザ等対策検討部会を設ける。

## エ 大田原市新型インフルエンザ等対策会議

新型インフルエンザ等の市内発生に備えた対策の構築及び市内発生時の危機に対応するため、関係部局の課長等で構成する「大田原市新型インフルエンザ等対策会議」（以下、「市対策会議」という。）を設置する。



### (3) 関係機関との連携体制

#### ア 県との連携

県との連携体制を確立するため、未発生期から「栃木県新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議」へ参加、住民に対する情報提供、要援護者への支援、火葬等についての協議など、体制整備について連携を図る。

#### イ 医師会及び医療機関等との連携

特定接種及び住民接種等に関し、医師会及び医療機関等と連携を図る。

#### ウ 指定地方公共機関<sup>\*</sup>、その他関係機関との連携

指定地方公共機関、その他関係機関との連携を図ることにより、まん延防止策の周知等を推進する。

## 2 情報収集及び情報提供・共有

### (1) 基本的な考え方

新型インフルエンザ等の発生時に、新型インフルエンザ等対策を円滑に推進するためには、医療機関、事業者、市民などの各主体が、各々の役割を認識し、正確な情報に基づき適切に行動する必要があるため、対策の全ての段階、分野において、必要な情報を収集・提供し、関係機関との情報共有に努める。なお、情報の提供に当たっては、情報の受け取り手の反応にも十分留意する。

また、インターネットやSNSの普及により、情報提供の方法やその受け取り方は様々であることが考えられるため、外国人や障害者など情報が行き届きにくい人にも配慮し、理解しやすい内容で、できる限り迅速に行う。

### (2) 対策の概要

#### ア 情報収集

市は、国や県等の感染症情報を活用し、国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。

#### イ 発生前における情報提供・共有

新型インフルエンザ等の発生時に市民等に正しく行動してもらうためには、発生前から、予防方法や市民の責務など新型インフルエンザ等に関する様々な情報を提供し、理解してもらう必要がある。このため、発生前から、市民をはじめ、医療機関や事業者等に対して、基本的な感染対策や、発生時における外来受診の方法など新型インフルエンザ等対策の周知を図る。

特に、児童生徒に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、丁寧な情報提供に努める。

## ウ 発生時における情報提供・共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、海外や国内、県内の発生状況、対策の実施状況等について、特に対策の決定のプロセスや、対策を行う理由等を明確にしなが、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

市民については、情報を受け取る媒体や受け取り方が様々であることから、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、分かりやすい内容で、できる限り迅速に情報提供する。

市民等から寄せられる新型インフルエンザ等に関する相談については、市健康政策課に設置する「新型インフルエンザ等相談窓口」で対応する。また、県の「新型インフルエンザ等電話相談センター」を活用する。

## エ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが重要であり、情報を集約して一元的に発信するため、広報担当者を中心とした広報班を設置する。

## 3 予防・まん延防止

### (1) 基本的な考え方

まん延防止対策は、新型インフルエンザ等の流行状況等に応じた適切な対策を講じ、流行のピークを可能な限り遅らせることによって医療体制等を整備するための時間を確保するとともに、ピーク時の患者数を可能な限り減少させることによって医療体制のキャパシティ内にとどめることを目的として実施する。まん延防止対策の実施により、医療体制の強化や維持が図られ、ひいては、市民の健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能を維持することが期待される。

### (2) 対策の概要

#### ア まん延防止対策

新型インフルエンザ等がまん延するまでの期間は、マスクの着用や咳エチケット、手洗い、うがいなどの個人における基本的な感染対策を行うよう広く要請する。

学校、保育施設、事業所等においても、個人における対策のほか季節性インフルエンザ対策として実施されている施設における感染対策を徹底して行うことが求められる。

## イ 予防接種

### (ア) ワクチン

予防接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、医療機関への受診者を減少させ医療体制への負荷を軽減することにより、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンには、発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造される「プレパンデミックワクチン※」と、新型インフルエンザの発生後に、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造される「パンデミックワクチン※」の2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

### (イ) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長が必要と認めるときに、住民接種に先立って、臨時に行われる予防接種をいう。

#### a 対象者

特定接種の対象者は、

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって一定の基準に基づき厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

とされ、対象者に関する基本的な考え方等が政府行動計画において示されている。なお、特定接種の対象となる登録事業者や公務員は、政府行動計画のとおりとなる。

特定接種は、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることが基本とされる。

上記のように基本的な考え方が整理されているが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性や発生時の社会状況等を下し、政府対策本部において、接種総枠、対象者、接種順位等を決定することとされている。

市においては、政府対策本部の決定を踏まえて、特定接種の実施に関し必要な協力を行うとともに、地方公務員に対する接種を実施する。

### **b 接種体制**

上記①及び②については、国を実施主体として、③の地方公務員については、その所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により実施するため、接種を円滑に実施できるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

## **(ウ) 住民に対する予防接種**

住民に対する予防接種（以下「住民接種」という。）は、緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時接種）による予防接種を行う。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく予防接種を行う。

### **a 対象者**

住民接種の対象者は、以下の4群に分類することが基本とされる。

○医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・基礎疾患を有する者
- ・妊婦

○小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

○成人・若年者

○高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる者（65歳以上の者）

住民接種の接種順位等については、新型インフルエンザ発生時に、病原性等に応じて国において決定される。

### **b 接種体制**

住民接種については、市が実施主体となり、原則として集団的接種により実施するため、国及び県の支援を受け、接種体制を構築する。

## ウ 予防接種に関する理解の促進

住民接種は、国が示す接種順位に基づき、ワクチン供給に合わせ段階的に実施される見込みである。このため、すべての希望者への接種が完了するまでには一定期間を要することから、未発生前から予防接種に関する考え方や実施方法等を市民に十分周知するとともに、接種開始時には正確かつ迅速な情報提供を行う。

### 予防接種の類型（一覧）

| 予防接種の類型 | 特定接種                                       | 住民接種  |   |
|---------|--|---|---|
|         |  | 有   | 無   |
| 緊急事態宣言  | —  | 有   | 無   |
| 特措法     | 特措法第28条                                    | 特措法第46条   | —   |
| 予防接種法   | 予防接種法第6条第1項（臨時接種）による予防接種とみなして実施            | 予防接種法第6条第1項（臨時接種）による予防接種として実施   | 予防接種法第6条第3項（新臨時接種）として実施                                   |
| 考え方     | 医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるとき | 新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるとき | まん延予防上緊急の必要があるとき（臨時接種の対象疾病より病原性が低いものを想定）                  |
| 実施主体    | 国、都道府県、市町村                                 | 市町村   | 市町村   |
| 努力義務/勸奨 | 有/有  | 有/有   | 無/有   |
| 接種費用の負担 | 実施主体が全額負担                                  | 実費徴収不可<br>負担割合<br>国 1/2<br>県 1/4<br>市 1/4   | 低所得者以外からの実費徴収可<br>低所得者の場合の負担割合<br>国 1/2<br>県 1/4<br>市 1/4 |

## 4 市民生活及び地域経済の安定の確保

### (1) 基本的な考え方

市民生活及び地域経済の安定の確保は、新型インフルエンザ等流行時における医療機関や事業者等の事業の継続、要援護者に対する生活支援、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品等の物資及び資材の備蓄、生活関連物資の適正な流通の確保等によって社会・経済機能を維持し、市民生活及び地域経済に対する新型インフルエンザ等の影響を最小限にとどめることを目的として実施する。

### (2) 対策の概要

#### ア 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等の発生に備えて、市は新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材の備蓄等を行う。

#### イ 生活関連物資の適正な流通の確保

市民生活の維持に必要な生活関連物資の価格高騰、買い占め、売り惜しみ等が生じることのないよう、市は県と連携し必要な調査や監視を行う。

#### ウ 要援護者への生活支援

要援護者については、新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障を来すおそれがあるため、必要な支援を受けられるよう、市は県や関係機関・団体と連携し、対応する。

#### エ 埋葬・火葬の円滑な実施

病原性の高い新型インフルエンザ等が流行した場合、死亡者数が通常火葬能力を超えることが予想され、その結果、火葬に付すことができない遺体の対応が、公衆衛生上大きな問題となるおそれがある。

このため、火葬や緊急時の遺体の一時安置等が可能な限り円滑に実施できるよう対応する。